

金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 顧客説明態勢 (1) (略)</p> <p>(2) 個別の取引又は商品に関する着眼点 ①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 弊害防止措置に関する着眼点 顧客との取引において、優越的地位の濫用、抱き合わせ取引等の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置を講じる態勢となっているか。 例えば、金融商品取引業者との間で、法人顧客に対してオプトアウト¹⁹の機会を提供することにより非公開情報の提供を行う場合や、内部管理等に関する業務</p>	<p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 顧客説明態勢 (1) (略)</p> <p>(2) 個別の取引又は商品に関する着眼点¹⁹ ①～④ (略)</p> <p><small>脚注 19 「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」等を適宜参照。</small></p> <p>(3) 弊害防止措置に関する着眼点 顧客との取引において、優越的地位の濫用、抱き合わせ取引等の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置を講じる態勢となっているか。 例えば、金融商品取引業者との間で、法人顧客に対してオプトアウト²⁰の機会を提供することにより非公開情報の提供を行う場合や、内部管理等に関する業務</p>

<p>を行うために非公開情報を受領し又は提供する場合に、適切な対応を行っているか。また、保険募集において、優越的地位の濫用等の不公正取引、顧客の同意を得ない非公開金融情報や非公開保険情報の利用等の弊害防止措置等が適切に機能しているか。</p> <p>脚注 19 あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親法人等又は子法人等への非公開情報の提供の停止を求めることをいう。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>6. 銀行代理業者への委託管理態勢 (略)</p> <p>①【銀行代理業者の監督のための態勢整備】 銀行代理業者の監督のための部署を設置し又は担当者を配置し²⁰、銀行代理業者の監督、業務監査、研修、モニタリングを実施するための態勢を整備しているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>脚注 20 外部委託管理責任者が兼任することを妨げるものではない。</p> <p>7. 利益相反管理態勢</p> <p>①【銀行代理業者及び子金融機関等の顧客の利益相反管理のための態勢整備】 当該金融機関を所属銀行とする銀行代理業者又は当該金融機関の子金融機関等²¹の顧客についても、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</p> <p>脚注 21 銀行法第13条の3の2第3項参照。</p> <p>8. その他 金融機関が、業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関において判断した業務²²については、顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程等に</p>	<p>を行うために非公開情報を受領し又は提供する場合に、適切な対応を行っているか。また、保険募集において、優越的地位の濫用等の不公正取引、顧客の同意を得ない非公開金融情報や非公開保険情報の利用等の弊害防止措置等が適切に機能しているか。</p> <p>脚注 20 あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親法人等又は子法人等への非公開情報の提供の停止を求めることをいう。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>6. 銀行代理業者への委託管理態勢 (略)</p> <p>①【銀行代理業者の監督のための態勢整備】 銀行代理業者の監督のための部署を設置し又は担当者を配置し²¹、銀行代理業者の監督、業務監査、研修、モニタリングを実施するための態勢を整備しているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>脚注 21 外部委託管理責任者が兼任することを妨げるものではない。</p> <p>7. 利益相反管理態勢</p> <p>①【銀行代理業者及び子金融機関等の顧客の利益相反管理のための態勢整備】 当該金融機関を所属銀行とする銀行代理業者又は当該金融機関の子金融機関等²²の顧客についても、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</p> <p>脚注 22 銀行法第13条の3の2第3項参照。</p> <p>8. その他 金融機関が、業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関において判断した業務²³については、顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程等に</p>
--	--

<p>において自ら定めた水準に応じ、適切な管理態勢が整備されているか。</p> <p>脚注 22 本チェックリスト I. の【検証ポイント】最初のポイント⑤に記載の「その他金融機関の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関において判断した業務の管理が適切になされることの確保」参照。</p>	<p>において自ら定めた水準に応じ、適切な管理態勢が整備されているか。</p> <p>脚注 23 本チェックリスト I. の【検証ポイント】最初のポイント⑤に記載の「その他金融機関の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関において判断した業務の管理が適切になされることの確保」参照。</p>
--	--